

# まんすりー全旅連情報

2008.9

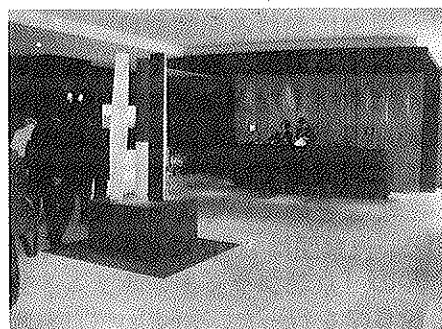
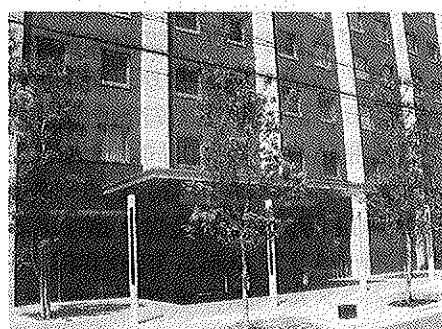
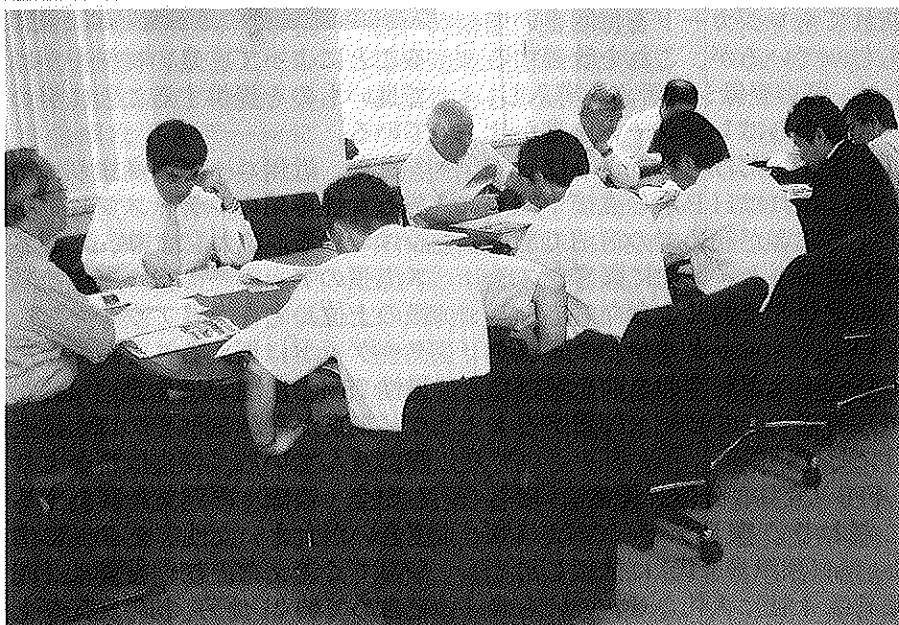
Vol. 164

全国旅館生活衛生同業組合連合会 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-2-5  
全国旅館会館4階

発行日・平成20年9月1日(毎月1回発行)定価 150円(税込み)/発行人・島村博幸  
☎03(3263)4428 ☎03(3263)9789・宿ネット <http://www.yadonet.ne.jp/>

ビジネスモデルの構築…1 地方の元気再生事業…3 観光圈整備法…4  
JKK オープンセミナー…6 中小企業施策…8 コラム…9 パートタイム助成  
金…10 人に優しい…11 商工会の観光対策…12 協定商社案内…13

## ワンランク上の宿泊特化型ビジネスホテル ニューコンセプトで「こだわりと快適」を実現



▲ホテルブライトンシティ大阪北浜で行われた懇談会とホテルの外観とロビー

### ビジネスモデル研究部会が視察

#### ホテルブライトンシティ大阪北浜

#### 時代が求める新たな価値観目指す

全旅連が主な活動の一つに据えた「ビジネスモデルの構築」で、ビジネスモデル研究部会(野口秀夫部会長)は今年度に入って第1回目の現地視察を7月19日、大阪市の「ホテルブライトンシティ大阪北浜」で行った。

商都大阪の中心として、長い歴史を誇る街、北浜に建つホテルブライトンシティ大阪北浜は、長谷工コーポレーションが手がけるブライトンホテルズ5番目の直営ホテル(14階建て234室)で、2008年4月14日に開業。従来のビジネス

### 今月の主な内容

#### ビジネスモデル構築で視察

スタイリッシュなビジネスホテルを視察…1

#### 観光圏整備法が施行

宿泊の魅力向上が重点的な取組み…4

#### JKKがオープンセミナー

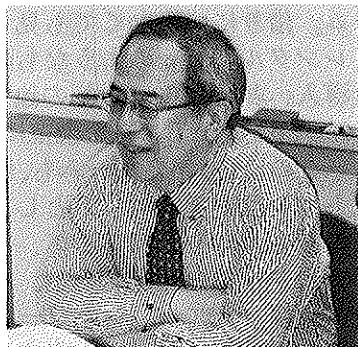
「経営」がテーマの講演と事例発表…6



#### 活用できる「中小企業施策」

「人材投資促進税制」の活用を…8

大超▶  
阪え従  
北た來  
浜ホの  
にテビ  
フルジ  
いブネ  
てラス  
語イホ  
るトテ  
石ンル  
田シの  
氏テ梓  
イを



ホテルの枠を超えたスタイリッシュなホテルだ。時代が求める新たな価値観、こだわりと快適を実現したニューコンセプトが視察の対象となった。

出席者は佐藤信幸会長、野口部会長、松田賢明副部会長、石田浩二、佐久間克文、松坂健(西武文理大学教授)、岩井美晴(金融特別委員長)の各委員。講師として同ホテルの石田雅一総支配人が“最高のシングルシート”を提供するホテルブライトンシティ大阪北浜につ

いて語った。

同ホテルはビジネス客をメインターゲットとしたホテルだが、従来のビジネスホテルとの大きな違いはワンランク上の宿泊特化型ホテルを目指したということ。

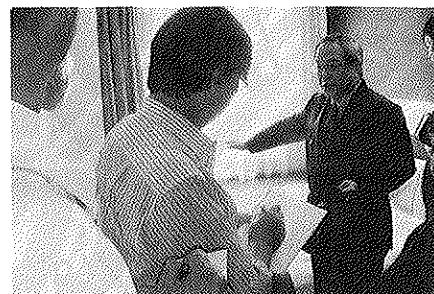
すべてのゲストルームがエグゼクティブルームとなっている。20m<sup>2</sup>を超えるゲストルーム(13~15m<sup>2</sup>の広さが一般的)の空間、150cm幅のゆとりのあるベッド、机の広さや書斎の機能など至るところにこだわりをもった工夫がされている。客室内は窓側にベッド、机を壁側にし、お客様が広いと感じるようなレイアウトにしている。

セキュリティ面にも力を入れている。非接触キーでのエレベーター制御もその一つで、宿泊客以外はゲストルームのある部屋へ上がることはできない。その他ノートパソコンの収納が可能なセイフティボックスを全室に完備している。また、客室には26型液晶テレビを設置。CNNやホテルルームシアターとして好きなときに好きなコンテンツを選んで視聴できるVOD(ネット上にアップされた映像コンテンツのストリーミング配信を行い、ユーザーがみたいときにコンテンツを視聴できるようにするシステム。借りにいかなくても見られるレンタルビデオのようなもの)を導入。また、160cm幅の独立型ライティング・デスクを全室に完備。

このほか、バスルームも、洗面、トイレはドライエリアとし、従来の3点ユニットはやめて、バスタブ&シャワーブースとし、バスタブは幅1,400mm、シャワーブースは、1m×80cmとした。さらには、客室のスペースにゆとり感をもたらすことのほか、快適環境・サービスの提供として加湿機能付空気清浄機を全室に設置し、24時間稼働させている。水については、弱アルカリ性の水を全館に供給できるシステム(水道水をセラミックを通過させることによって無臭で弱アルカリ性の水に変えるというもの)を導入。これは、顧客の立場に立ったサービスの追及がリピーターを増やすという考え方によるもの。この装置に200万円を投資



▲ホテルのレストラン入口



▲客室を木内する石田氏と一同行する京都ブ

したが耐久性もあり、コストパフォーマンスは極めて優れているといふ。

ソフト面ではリピーターづくりに努め、顧客認識の一つとしてお客様を名前で呼んでいる。ビジネスホテルではチェックイン時などでお客様を名前で呼ばないため、何度訪問してもレジカードを毎回書いてもらっているが、これを改善するため、顧客登録システムを導入し、2回目からはレジシートを書かせず、サインだけもらうようにしている。これはHPから直接予約してくれるお客様が初めての宿泊であってもチェックイン前に顧客システムに登録して同じような対応をしている。チェックイン、チェックアウト時などお客様の名前を呼びながら対応し、リピートに繋がるようにしている。

FFE(家具、什器、備品、)にもこだわり、家具デザインはYAZ Design(深津泰彦氏)に依頼した。家具は4社に入札させ、いいものを安く買うことに努めている。リネン類についてもオリジナリティ一豊かなものを作った。先にナイトシャツ、枕カバー、シーツなどでホテル側の要望に応じられるメーカーを決定し、デザイン、クオリティの見本を作成させてからリネンサプライ業者に入札させ、耐用年数、価格などトータルに考えて最もコストがかからない業者に決定している。

朝食は、プライトグループのレストランではコストが高く赤字になるため、パンを販売するなどの物販にした。京都に工場をもつて「グランマーブル」という婚礼菓子で業績をあげている企業とタイアップして物販と朝食(840円・税込み)のみを用意するようにした。ランチは1,050円で少々高目だが、人件費をある程度抑え



ることによって、良い材料をかけて良いものを提供することに努めている。

また、近年ニーズの高まりつつある女性専用のレディスフロアも設けている。これにより、ビジネス出張のアッパー・ミドル(中流階級の上位)とキャリアウーマンをターゲットに据えることができた。男性75%、女性25%を見込んでおり、東京からが50%そのほかは全国に及んでいる。将来は料金よりも安全・清潔・雰囲気を評価する度合いが大きい女性客を40%に増やしていく考えだ。初期投資はFFEを含めて約21億円、初年度売り上げは約51億円を目指す。大阪市内のビジネスホテルの平均客室稼働率が77%とされており、初年度は70%弱、3年後には77%を達成できる見込みという。同ホテルは、チェックインは15時、チェックアウト11時。宿泊料金は1室1名利用スペアルーム12,000円。レディースルーム、エグゼクティブルーム13,000円。

視察における懇談では、損益を改善する対策、原価や人件費といった数字的な面などについても質疑応答が行われた。これらについては同部会では年度内に報告書としてまとめていくことになっている。視察団は20日にグループホテルの「京都プライトンホテル」施設見学を行った。次回現地視察は、鹿児島県・妙見温泉の「忘れの里雅叙苑」を10月に予定している。

## 「地方の元気再生事業」で120件選定 数多く選ばれた観光関連事業

政府は、このほど、地方自治体やNPO法人が提案した事業提案を国が計画段階から総合的に支援する「地方の元気再生事業」の対象120件を選定した。

「地方の元気再生事業」は今年4月に内閣府が衰退する地方の事業や観光を文字通り再生する事業案を全国から公募していた。地域産業、観光、農林漁業などをテーマに1186件の応募があり、120件が決定したもの。

旅館や観光業に関連する補助金は経済産業省や厚生労働省、総務省関係のものが多いが、これは内閣府(内閣官房地域活性化統合事務局担当)によるもので、平成20年度から3カ年の実施を予定している。

この事業の特色は、国があらかじめ支援メニューを決めずに、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組み(地域産業振興、地元の資源を活かした観光振興、まちづくり等)に関する提案を公募していること。選定されたプロジェクトに対しては、地域づくりの専門家の派遣や社会実験などの立ち上がり段階におけるソフト分野(ハード整備は対象にはならない)を中心に、国が提案内容に最も関係する省庁に予算を移し替えた上で、その事業費(提示した予算)に対し全額補助していく。今年度の予算は25億円。

同補助金は募集要領が公表されてから約1カ月

の説明会の期間を経て募集となり、締め切りは約2週間後というハードスケジュールとなっているが、今回の推移を見守りながら次回に取組むことも可能だ。

採択における判断基準のポイントとなるのは、複合性、先導性、モデル性、持続性、波及効果・相乗効果、主体的な取組、計画性ある取組などが挙げられる。

採択された120件の中には、観光関連事業が数多く選ばれている。群馬県内の4温泉(伊香保、四万、草津、みなかみ)の連携を図りながら、観光客の増加を目指す「上州力」まるごと活用誘客・地域元気プロジェクト(群馬県)、栃木県の日光市と福島県の会津町・下郷町・会津若松市が合同で提案した「日光～会津観光軸元気再生プロジェクト」、長野県・白馬村の「『住んでよし、訪れてよし』観光客と住民が共存する『HAKUBA』」、石川県の金沢市(ツアーリンク地域として他に加賀市・七尾市)の「海外富裕層誘客推進事業」、岡山県総社市の「吉備野・古(いにしえ)ツーリズムプロジェクト」、香川県高松市の観光推進プロジェクト「うどんの国から讃岐日和の国へ」、鹿児島県指宿市の「長寿の国かごしま発『平成版IT湯治』健康な私を見つけ、もっと元気な私になる旅」=別掲=などがある。

## 鹿児島県からは『平成版IT湯治PJ』 産学官が連携し「健康発見型産業」の創出へ

国の「地方の元気再生事業」に採択された、鹿児島県内の産学官が連携して実施する『平成版IT湯治プロジェクト』事業が今秋から始まる。

県内企業や鹿児島大学などで構成する「鹿児島県健康保養地域活性化協議会」が手掛けるもので、平成20年度は2800万円の助成を受け実施する。

本プロジェクトは、(株)指宿ロイヤルホテルと(社)鹿児島県工業倶楽部が平成16年12月に共同出願したビジネスモデル特許「転地滞型健康保養システム」を原型としており、食材や温泉、温暖な海洋性気候など地域本来の豊富な資源と健康保養活動を融合させ、鹿児島から新しい「健康発見型産業」を創出することを目的としている。

「IT湯治システム」加入旅館はネットワークで結ばれ、利用者を受け入れる。利用者は旅館に滞在しながら食事、温泉、運動などを自由に楽しむのと同時に、その身体計測データは簡単に計測され、中央演算局に送られる。計測データに基づく判定やアドバイスが旅館を通じて利用者に逐次戻され、それにより自分に適した滞在を楽しむことができる。データは自室のパソコンでも閲覧可能で、病気の兆候の早期発見につながるとしている。

「平成版IT湯治」は平成20年、21年の2カ年で実用化へ向け完成を目指す。

す。年内にはシステム構築(環境と人に優しい小型無線計測機器、自動データ収集可能な無線基地局、データベース等)し、来年の1~2月には健康な18人を対象にして3泊程度の実証試験を実施(費用は宿泊代金に5000円程度の上乗せとなる見込み)する予定だ。これは、指宿地域の複数の旅館・ホテルで広域的に行なうが、このあと、県内地域に拡大し、システムの拡充・強化を図っていく。

砂むしや、豊かな自然環境、多彩なスポーツイベント、さらにはメディボリス指宿での最先端医療などを有する指宿温泉が「平成版IT湯治」のモデル地へと成長していくとともに、本システムの活用が鹿児島、九州、全国へと拡大していくことを期待している。

現在、指宿温泉の9軒のホテル・旅館では、平成18年より低カロリーのヘルシーな食事と砂むし、温泉、ウォーキングなど地域固有の滞在メニューを組み合わせた宿泊モデル「指宿スパヘルス」の構築に取り組んでいるが、今後、本システムを指宿スパヘルス滞在プランに組み込み、進化した健康保養滞在を商品化し、販売していく計画を立てている。問い合わせ先は鹿児島県健康保養地域活性化協議会・事務局(電話099-285-8492)、中武さんまで。

# 滞在型観光促進の「観光圏整備法」が施行 宿泊の魅力向上が重点的な取組み

## 地域が連携して行う取組みを国が支援

観光地が広域的に連携する「観光圏」を形成することで、地域の伝統や食などの観光魅力を掘り起し、2泊3日以上の滞在を促進する「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(観光圏整備法)が第169回通常国会で成立し、平成20年5月23日に公布され、7月23日に施行された。観光圏整備法では、「主務大臣は、観光圏整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定する」とし、観光資源の活用促進や宿泊魅力の向上などの取組方針や観光圏整備実施計画の認定基準などを示した。また国土交通省は観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪および滞在を促進するため、地方公共団体や関係団体・企業等をはじめとする幅広い関係者が連携し、民間組織の創意工夫を活かした取組みについて観光圏の形成に向けた支援を行うこととしている。

観光圏整備法では、観光地が連携した「観光圏」の形成を目指し、自治体が作成する「観光圏整備計画」に即し、民間など複数の事業主が共同で、宿泊サービスの向上や観光資源を活用したサービスの開発を目指した「観光圏整備事業」を行う場合、観光圏整備事業費補助金や財政投融資、旅行業法

の特例、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などの制度で地域の取組みを支援する。

観光圏を整備するには、市町村、都道府県、観光事業者、農林水産業者、商工業者、NPO等からなる協議会を設立した上で、その協議結果に基づき都道府県または市町村が「観光圏整備計画」を作成し、「観光圏整備事業」を定めることになる。整備事業は、地域の創意工夫による観光圏の魅力を高める事業で、具体的には次のような取組みが例として挙げられている。

泊食分離の導入、共通入湯券の導入、宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売などといった「宿泊の魅力向上」、魅力ある観光資源を生かした観光商品の開発を目指した「観光資源の活用促進」、提案型観光の促進、案内標識などの充実を図った「観光案内・観光情報の提供」、早朝・夕刻のイベント開催、地域限定の食のメニュー開発に取組む「体験・交流・食メニューの充実」、周遊割引券の導入などの「移動の利便性向上と快適化」、快適なまち歩きのためのルート整備(ハーフ面での連携)と案内の充実を図った「そぞろ歩きできる環境づくり」、そして、体験交流施設の整備、農業体験プログラムの開発などの「農業・漁業体験交流メニュー

の充実」。

次に、観光旅客の滞在の促進に資する事業を重点的に実施すべき区域としての「滞在促進地区」を定めた上で、事業者らと共同して作成した「観光圏整備実施計画」を国土交通大臣に認定申請を行う。

大臣認定を受けると補助制度、税制優遇措置、財政投融資などの「支援措置」、および宿泊施設が実施する旅行業者代理業による旅行業法の特例、運送事業関係の手続緩和の特例などの「特例措置」が受けられる。

### 滞在促進地区的宿泊施設を支援

都道府県または市町村が作成した「観光圏整備計画」に位置づけられた「滞在促進地区」(宿泊施設が一定程度以上集積する地区であって、国の基本方針に基づき、観光圏を構成する都道府県または市町村が地元関係者等で構成する協議会と協議して作成し、国の認定を受けた観光圏整備実施計画に位置づけられたものをいう)では、宿泊事業者は泊食分離の導入、地産地消、共通入湯券の導入などをもって、地域と一緒にとなった「宿泊の魅力向上」を重点的に目指すことになる。

同地区内の宿泊施設が実施する設備投資については、財政投融資として中小企業金融公庫から貸付期間20年以内(設備資金)、特別利率(年利2.15%:平成20年8月18日現在)による融資が受けられる。

同制度を活用すれば、例えば、「パブリックスペースを地域文化の展示、体験・交流の場として活

用(開放)するための改修」「外観の統一感を創出するための外壁等の改修」「従来の団体旅行客から外国人・グループ客へ対応するための客室改修(大広間の改修も含む)」などの創意工夫ある取組みが実施できる。

また、同地区内の宿泊業者には、これまで旅行業者等だけに認められている旅行商品の代理販売を宿泊客の圏域内旅行に限って実施できるようにした=5ジに関連記事。観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中、小観光業者(観光協会、旅館組合、NPO法人も含む)による旅行商品の創出を促進することが必要であるとの考えだ。

### 補助事業で支援する観光圏を公募

国交省は8月1日、観光圏整備法に基づく観光圏整備法に関する補助金の公募を開始、同月29日に、応募が締め切られた。

補助対象となる事業者は観光圏整備法に掲げる法定協議会の代表者または協議会と同等の組織の事業者および広域的観光振興の実績を有している法人。

補助期間は原則2カ年(最大5カ年)。今年度は予算額は2億5000万円を確保し、第三者委員会である観光圏整備事業検討会の推薦を受けて国土交通省で補助採択した事業の実施に要する経費を補助する。補助率は個別事業ごとに上限40%としている。国土交通省では今年度に補助事業で支援する観光圏は10カ所程度を見込んでいる。次回の公募は早ければ2月頃に行われる見込みだ。

## 旅行商品の代理販売を認める

### 滞在促進地区の旅館ホテルが対象

昨年は旅行業法を改正、今回は着地型旅行商品の「代理販売」を認める旅行業法の特例を設けて宿泊客の滞在の拡大を目指す

観光圏整備法では観光圏のうち、温泉街など観光旅客の滞在を特に促進する区域として「滞在促進地区」を設定。特例では滞在促進地区内の宿泊業者が、国土交通大臣に申請、認定を得た場合、観光圏内における宿泊者の旅行について代理販売を可能とした。また、旅行業法上では旅行業務取扱管理者の設置が必要だが、一定の研修を終了した従業員を選任することで認定する方針だ。研修内容や対象とする業者規模の大小、手配代理を認めるか否かなど、制度の詳細については今年の秋ごろからの施行を目指している。

国土交通省では、2007年に第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できるよう旅行業法を改正し、着地型旅行商品の造成を容易にしたが、今回は代理販売に限った販路拡大を図ったもので、観光圏内の宿泊業者が観光圏内の宿泊者に対して旅行業者代理業を営むことができるようとしたものだ。

新制度創設によるメリットは、旅行者の場合、ホテル・旅館フロントで着地型旅行を申し込むことが可能で、急な予定変更などにも対応できるなど旅行満足度の向上が見込めることがある。宿泊業者の場合は幅広いサービスの提供が可能となり、

集客力の向上、リピーターの確保の効果も期待できる。そして、旅行業者は宿泊業者への委託販売が可能になることで着地型旅行商品の販路拡大につながるというメリットがある。

旅行業者については、特に「地域密着型旅行商品の企画、実行を積極に行う旅行業者」としていが、これには観光協会、旅館組合、NPO法人なども含まれている。

昨年3月の旅行業法の改正で、旅館ホテルも第3種旅行業（営業保証金300万円、基準資産300万円が必要）が行えるようになり、大手の旅行会社が企画するものにはないような“地元の人たちだけが知っているディープな穴場ツアー”といった着地型旅行を商品化することができた。第3種として着地型旅行を実施できる区域は、営業所がある市町村とその隣接市町村の範囲内に限られているが、旅行会社だけでなく地域の観光資源を熟知した地域の観光協会や個々の旅館・ホテルの取り組みが始まっている。

観光圏内の旅館ホテルであればこうした自社商品の販売はもちろんのこと、旅行業者から委託された着地型旅行商品の販売も可能となり、旅行者の滞在促進に大きくつながることになる。

## 国の観光圏認定に山陰の2県が名乗り

### 「宍道湖・中海・大山圏域観光圏」の認定を目指す 広域圏には松江・安来・鳥取・境港・出雲・大田の各市が

観光圏認定は、観光立国を掲げる国が10月に観光庁を発足させるのに合わせて進める施策。観光客誘致を重要な柱とする地方行政が急速に増加している中、国の観光圏に山陰の2県が名乗りでた。

島根県の溝口善兵衛知事と鳥取県の平井伸治知事は8月6日、松江市のくにびきメッセで知事会議を開き、観光圏整備法に基づき「宍道湖・中海・大山圏域観光圏」の認定を目指して計画を後押し

することを確認した。

これは中海圏四市（島根県松江、安来、鳥取県米子、境港の各市）だけでなく出雲市、大田市、などを加えた広域圏となっている。両知事は、鳥取県の大山や世界遺産の石見銀山遺跡、温泉地などの観光資源を生かし、連携して滞在客を増やそうとしている民間への支援策を協議した。8月中旬に官民が連携した協議会を発足させ、整備計画をまとめると予定だ。

## 会津・米沢地域が魅力ある地域の形成を目指す

### 国道121号を軸に特色あるネットワーク構築

観光圏整備法が施行されたことに伴い、福島県会津地域と山形県米沢地域が県の垣根を越え、豊富な観光資源を一体的、効果的に活用していくことにより、国道121号をはじめとする主要道を軸とした特色あるネットワークを構築していくことになった。

魅力にあふれた活力ある地域の形成をもって、来訪者に多種多様な楽しみや東北地方ならではの「ぬくもり」を提供する滞在型観光圏づくりを進めていくというもの。

事業計画では「宿泊サービスの改善」を挙げ、具体的には、「会津★米沢・愛の温泉 夢の連泊レインボープラン」「米沢泊食分離事業」「ほたる事業」「芦ノ牧温泉旅館共同

組合の共通コーヒーサービス」「浴衣でぶらり東山」ほかとなっている。

また、観光資源を活用したサービスの開発および提供に関する事業では「温泉ラーメン券事業」「抽せん付スタンプ蔵めぐり」「米沢鉄砲資料室の新設」「米沢あるき事業」など20項目を挙げている。

このほか、観光旅客の移動の利便の増進、観光に関する情報の充実など観光客の来訪と滞在を促す事業の展開などを盛り込んだ観光圏整備計画（計画期間は平成20年10月1日から平成25年9月30日まで）を作成し、8月までに国に申請し、早期の認定を目指す。なお、同計画案については広く住民からの意見を募集している。

## JJKが福岡でオープンセミナー

「経営」についての講演と自社の事例発表

各都道府県に1名以上の会員を  
会員拡大の「プロジェクト47」への協力求める

全旅連女性経営者の会(JJK、稻熊真佐子会長)は7月8日、福岡市のセントラルホテルフクオカで3部構成によるオープンセミナーを開催した。金融特別委員会の小原健史(JJK顧問)、渡邊清一朗の両氏が旅館経営に関する講演を行ったほか、JJK会員の長松由紀子(新潟県越後湯沢・和みのお宿滝乃湯)が事例発表として多くの資料を開示しながら自社の経営について述べた。

冒頭、稻熊会長=写真=は「あくまでも女性であることを忘れず、甘えず、バランスのよい経営者を目指しているが、情報を得ることだけではなく、お互いに発信し、学びあい、ともに成長する会」であるというJJKの主旨に触れながら、今後のさらなる活動の協力を要請、また、現在の経営環境については「今、3F危機とも言われ、Fuel燃料、Food食料、Finance金融の3F問題は、私たち旅館業界にも大きな影響を与え大変厳しい経営を迫られている」と述べ、「このような状況をいかにして抜け出すか」という努力が経営者に問われている」と語り、互いの情報交換に期待を寄せた。

また、稻熊会長は、オープンセミナーは会員以外の経営者も対象となっているところから、会員



の拡大について触れ、「女性の会は、女性経営者ならではの発想と感性で共通の経営問題に取組むための情報交換の場として04年度に創設され、現在、40名弱の会員で活動している」と会の概要について述べたあと、「私たちは一緒に勉強してもらう仲間を募集している」と呼びかけ、「プロジェクト47」による会員拡大に対しての協力を求めた。

入会希望者は各組合を通して

同プロジェクトは各都道府県に1名以上の会員を目標に会員の拡大を図るもので、組織活動の展開を進めていくための基盤づくりとなっている。現在、会員の不在県は26県。女性の会は現在26歳から61歳までの会員が活動しているが、宿のタイプ、規模、経験は問われていない。形態、規模等が異なることにより、視野、知識を広げ、知恵を生み、お互いに学びあうことが目的だ。

また、メーリングリストで、社員教育、コストダウン、経営の話から子



▲会員以外の経営者も出席して行われた女性経営者の会のオープンセミナー(7月8日、福岡市内のホテルで)

顧客起点から顧客感動へ  
顧客起点からの視点で



オープンセミナーでは、小原氏=写真=は「これから女性経営者に望むもの」をテーマに講演。

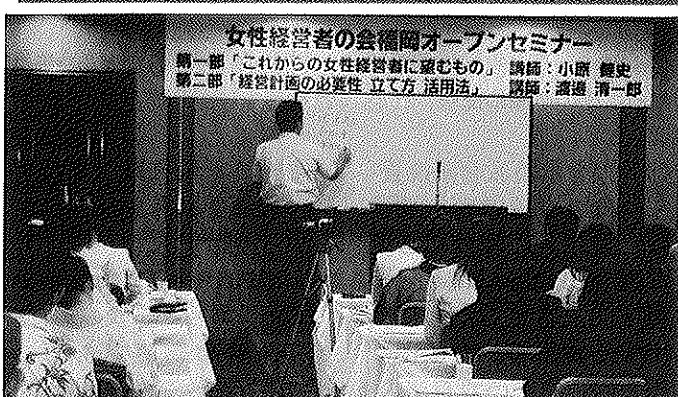
現在、業界が取組んでいるNHK受信料問題や温泉の排水問題などを説明し、政治は「要求無きところに施策無し」と、陳情など要望活動の大切さを強調した。また、JJKの組織については、「都道府県に一人以上の会員を置くことは『組織』としての存在性を強めることであり、それは政治活動を含め、さまざまな活動を行う上で組織構成上の前提となるものである」と述べた。

また、「顧客起点からの旅館ホテル経営」について述べ、「物価の高騰や年金問題など社会不安が増加する中、消費低迷が続

き、特に生活必需品以外が生活防衛のため切り捨てられているのが現状だ。このため余暇の旅行や観光は本当に魅力のある地域や旅館にしかお客様は来てくれないと危機的状況にある」と警告、「これからは発想の基軸を自分の事業所からだけの視点ではなく、顧客起点から自分の旅館ホテルを見なければならない」と述べた。さらに、「顧客を満足させるだけでは足りない。顧客が期待する以上のサービスを目指す『顧客感動』という質の高いサービスを提供してほしい」と説いた。

育てや家庭との両立、女性が抱える問題まで幅広く交流を持つことが可能で、出かける時間のない女性でも自館のネットで情報交換・自己研鑽が実現できるようになっていく。

現在、プロジェクト47は、各都道府県組合を通して進められている。入会希望者は各組合に申込む(随時受け付けています)。組合は入会申込用紙で全旅連事務局にFAXで通知する。



女性経営者の会福岡オープンセミナー  
第一部「これから女性経営者に重いもの」講師：小原 龍史  
第二部「経営計画の必要性・立て方・活用法」講師：滝清一郎

## 経営計画の必要性と立て方・活用法

経営者は自分のホテル旅館の「立ち位置」を知ること

全旅連のコンサルタントの渡邊清一郎氏＝写真＝が「経営計画の必要性・立て方・活用法」の演題で次のような講演を行った。

◇経営者は自分のホテル旅館の「立ち位置」を知ることが大切だ。それには利益と借り入れと売上げといった会社の経営内容の現状をしっかりと把握しなくてはならない。この場合、償却前営業利益が例えば10~15%出でても借入金が年商の150%以上あった場合、あるいは、たとえ20%出でても借入金が年商の2倍あったとしたら、それは大変厳しい経営状態であり、債務の圧縮を図るべきである。これは場合によっては法的手段で講じても取組まなくてはならない問題である。償却前営業利益が15%を目指そうとよく言われるが、これは借入金がないなら、5%でもいい。家族だけでの経営なら3%でもよい。基本的な数値を入れて立ち位置を判断していくことになるが、これは事業承継をすべきかどうかの是非を問う要因にもなるものだ。

◇貸借対照表、損益計



算書、キャッシュフロー計算書の三つが決算資料といわれているが、前者の二つは「過去のもの」「終わったもの」である。現実の立ち位置についてはキャッシュフロー計算書がどうだったかが大切であり、これは月別のキャッシュフロー計算書を作り、できるならば直近の向こう6カ月先までのものを作成してほしい。それは6カ月先の資金繰り表を作ることになるからだ。

◇いいホテル・旅館とは、お客様からいただくお金の中で、いかに「美味しい」「楽しく」「気持ちよく」なってもらうかに集約される。それが一つでも欠けたらアウトだ。「安い値段なのにこれだけ沢山の料理が出るのだからいいだろう」という人もいるが、それは間違いだ。料理は美味しいなくてはならない。それに「楽しい（エンターテインメント）」と「気持ちいい（ホスピタリティー）」の両方が加わることになるが、これは全スタッフで取組まなくてはならないものだ。

## 従業員と一緒にした宿づくりを目指して

滝乃湯のモットーは「もう一つの我が家」

事例発表はJJKの長松由紀子会員＝写真＝（和みのお宿・滝乃湯）が従業員と一緒にした宿づくりについて語った。

滝乃湯は、モットーを「もう一つの我が家」としているところから、常連客が多いのも特徴の一つとなっている。その実現のために、同館では常に全体ミーティングやワークショップを行い、料理、温泉、人（社員であり、商品もある）を通して顧客に「感動と満足」を提供することに努めている。

滝乃湯の強いところ、弱いところ、弱いところの改善方法はあるか、あるとしたらその手段・時期は、自分の職場内での良いところは、職場内で自分の反省する事・良くないところは、そしてその原因はどこにあるのか、改善できるのか、職場仲間の良いところや欠点は、そしてその改善点は、会社への要求・希望は何か――などを考える。スタッフ全員にそれぞれ考えてもらい、提案してもらはながら、経営者が統率してやっていくスタイル



を確立している。

「仕事では本来、結果を出して初めて報酬を得るもの。旅館業はお客様に来てもらって初めて売上げが上がり利益ができる。また、来てもらうための努力は全員が同じ気持ちで行わない限り伝わらない」と、滝乃湯では「部署は関係ない。全員でお客様を迎えるという基本たる初心を忘れないようにしている」としている。

長松氏は「営業における積極的な取組みについて述べ、県内営業、県外営業、着地営業に分けて説明した。この中では「企業・保養所契約」など団体客、また、「控え目料理・イス・テーブル膳」を考えた高齢者対策、日帰り企画を主とした女性グループ、社員旅行・還暦同級会といった貸切プランなどについての取組みのほか、インバウンドのお客も直接予約が入るようになったことから県外営業として「インバウンドへの着手」などについての取組みを報告した。

◇商売は信用がすべてであり、そのため日々努力しなくてはならないが、それは戦いでもある。どうやったらお客様にリピートしてもらえるか、準備して戦いに挑むことになるが、戦わないものには勝利もなければ、敗北もない。結果は神が支

配するといつていい。お客様に喜んでもらえるそのエッセンスを経営理念にできたら経営計画を立て、必ず実践してほしい。

◇人事も大切なことだが、これは「採用」と「教育」に十分に心して取組んでもらいたい。

# 「人材投資促進税制」の活用を

## 戦略的な人材育成への取組みを後押し

### 教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度

経営体制の変革・強化なくして企業の成長発展は望めない。そのためには、経営者自身はもとより、管理者や社員の「意識改革」と「能力向上」が強く求められている。

活用できる! “中小企業施策”の第2回は、平成20年度の税制改正において、「増額型」から「総額型」へ変更されるなどの見直しが行われ、格段に使い易くなつた「人材投資促進税制」を紹介する。

#### ○制度のポイント

従業員の教育訓練に積極的な旅館・ホテルについては、教育訓練費の一定割合の額が減税される。

#### ○対象となる旅館・ホテル

本制度は、青色申告をする個人事業者や資本金1億円以下の旅館・ホテルが利用できる。また、中小企業協同組合や生活衛生同業組合等も対象となる。

ただし、従業員が1,000人超の企業や大企業の子会社は対象から除外されている。

#### ○減税額の計算

労務費(※注1)に占める教育訓練費の割合(以下、「教育訓練費割合」と言う。)に応じて、教育訓練費の総額の8~12%が税額控除される。

①教育訓練費割合が0.25%以上の場合

税制控除率: 12%

減税額=教育訓練費×12%

②教育訓練費割合が

0.15%以上 0.25%未満の場合

税制控除率: 労務費に占める教育訓練費の割合に応じて 8%~12%  
減税額=教育訓練費×{8%+(教育訓練費÷労務費-0.15%)×40}  
③教育訓練費割合が0.15%未満の場合  
税制控除を受けることはできない。

※注1: 労務費とは、使用者(役員は除く)に対する給与等、法定福利費及び教育訓練費の合計額を言う。

#### ○具体的な減税額

使用者20名、一人当たりの労務費500万円の場合で、教育訓練費の額が一人当たり7,500円(=500万円×0.15%)、総額で15万円以上となれば、減税が受けられる。

仮に教育訓練費の総額が100万円だった場合、前途の②の計算式に当てはめて算出すると、税額控除割合は、8.34%で法人税(所得税)の減税額は83,400円となる。

#### ○地方における取扱い

住民税においても国税に準じた措置が講じられている。

#### ○教育訓練の対象者

対象者は、自社の使用者または個人事業者の使用者(※注2)である。役員、使用人兼務役員、事業主、およびその親族、入社予定の内定者等は、対象外となる。

※注2: 使用人とは、自社の正社員、契約社員、パート、

アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用される者を言う。

#### ○対象となる教育訓練費

対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術または知識を習得・向上させるために支出する費用で、次に掲げるもの。

①自社で行う研修に係る費用

- ・外部の講師・指導員を招聘する費用
- ・外部の施設、設備、器具等を賃借する費用
- ・教科書等の教材を購入または製作委託する費用

- ・教育訓練に関する計画または研修内容等の作成を外部の専門的知識を有する者に委託をする費用

②他社が行う研修に係る費用

- ・外部の教育機関や一般の企業に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用。子会社、関連会社等のグループ企業の外部教育機関、一般企業に委託する場合でも対象となる。

- ・中小企業大学校等外部の教育機関が行う講習会、研修講座、技術指導、国内外留学等に使用人を参加させる場合の授業料、受講料等の費用

なお、自社の使用者への給与、旅費、食費、福利厚生目的の支出や視察費用及び自己啓発等職務に必要と言えない教育訓練等は、教育訓練費には該当しない。

#### ○教育訓練費に関する留意点

厚生労働省の「キャリア形成促進助成金(※注3)」など、国等から教育訓

練費に充てるために交付を受けた補助金を本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、当該充当金額を教育訓練費の額から控除する。

※注3: キャリア形成促進助成金については、次のサイトに詳細な説明がある。  
<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/f-3-b.html>

#### ○適用期間

本制度は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに開始される各事業年度において適用される。個人事業者については、平成21年分の所得申告において適用される。

氏名や支出先を記載し提出

#### ○制度利用の手続き

確定申告書に本制度の税額控除額等を記載した「中小企業者の教育訓練費の額に係る法人税(所得税)額の特別控除に関する明細書(国税庁のHPから入手可能)」を添付するとともに、様式は自由であるが教育訓練を行った年月日、教育訓練の内容や参加した使用者の氏名、支出先等の必要事項を記載した「添付書類」を提出することによって、本制度が適用される。

明日の旅館・ホテル業を担う優秀な人材の育成を

実質的に教育訓練費の一部を国や地方が負担してくれる「人材投資促進税制」。全旅連の会員・組合員の皆さま、どうぞ本制度を活用して、明日の旅館・ホテル業を担う優秀な人材を育成してください。

【本制度に関するサイト】  
<http://www.chubu.meti.go.jp/jinzai/sesaku/se-saku7.htm>

# 訪日客が07年に過去最高を記録

情報充実し楽しみ方や行き先も多様化

834万7000人で前年比13.8%の増

国土交通省の外郭団体、国際観光振興機構(JNTO)によると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は834万7000人で最去最高を記録。これは前年比13.8%増で、国別では、韓国が急増しており、第2位の台湾、第3位の中国を大きく上回るに至っている。第4位以下9位までは米国、香港、英国、オーストラリア、タイ、カナダとなっている。

観光立国を日本の一つの柱にしようと政府は、2004年には「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を進め、2010年に日本を訪れる旅行者を1000万人にする目標を掲げているが、増加の背景には、こうしたキャンペーンの官民一体となった推進のほか、全体的な円安傾向、アジア諸国における訪日ビザ(査証)の取得の緩和措置や、所得の増加などが大きな要因とみられている。また、「好みに合わせた個人旅行を組み立てられる環境が整ってきたため」と同機構では説明している。インターネットの発達などで日本についての情報量が増えたのに伴い、楽しみ方や行き先も多様化。京都や日光など日本らしい景勝を楽しんだとの声がある一方で、細か

な目的や訪問地を挙げる人が目立つ。

訪日外国人旅客の最も関心のある体験トップ10(2007年のJNTO・TICの調査)は、「日本料理を食べる」(71.2%、複数回答)が最も多く、以下、「伝統的建築様式」(49.2%)、「伝統的日本庭園」(46.3%)、「温泉」(35.5%)と続いている。以下は「旅館滞在」「美術館、博物館、アートギャラリー」「ポップカルチャー(アニメ、漫画等)」となっている。

また、日本滞在中に購入したい品目では1位が「洋服」、2位が「ゆかた・着物」、3位が「デジタルカメラ」、4位、5位、6位には「日本茶」「日本酒」「日本の菓子」がそれぞれランクインしている。

一方、日本滞在中に最も良かったことの間に対しても「親切で協力的」「よく組織化されていて効率的」「清潔」「多彩な見どころにあふれる」などで、反対に「もっともがつかりしたこと、不便だったこと」では「英語が通じにくくコミュニケーションが難しい」といった言葉の問題のほか、外国语による標識、説明、案内表示の不足などを指摘する声が多くいた。

## 【お詫びと訂正】

『まんすりー』は以前に巻数(Vol.)がダブったことがありましたので、

今月号では正式な巻数を記載しております。ここにお詫びして修正し、訂正いたします。

「生かすことは殺さぬこと」

全旅連経営コンサルタント

渡邊清一朗

渡辺経営コンサルタントの  
『客室改善講座』

債権者に「潰してしまっては元も子もない。何とか生きることは出来ないか」と思われるような状況に持っていくことが必要です。今後しばらくの間は、さらに経営環境は厳しくなってゆくでしょう。「こんな会社(経営者)はいらない」と思われることを、思いつくだけ箇条書きにしてみましょう。(出来れば全社員で!)意外とたくさんありますよね。まずはそれらのことを決してやらないことが肝要です。そして「この会社(経営者)何とか生きないものか」も同様にやってみましょう。経営のヒントが見つかることと思いますよ。

## 地球温暖化防止活動環境大臣表彰の公募

環境省では、平成10年度から、地域温暖化防止対策を推進するための一環として、毎年、地球温暖化防止月間である12月に、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人または団体に対し、その功績をたたえるため、地球温暖化防止活動環境大臣表彰を行っている。

対象部門は次の5部門。

①技術開発・製品化部門=省エネ技術、新エネ技術、省エネ型製品(低公害車)、省エネ建築のデザイン等。

②対策技術導入・普及部門=コジェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品(太陽光パネル等)など。

③対策活動実践部門=地球温暖化防止に資するライフスタイルの実践活動、植林活動等、地域温

暖化を防止する活動の実践等に関する功績。

④環境教育・普及啓発部門=地球温暖化について教育資料の開発、企業における教育活動や普及・啓発等に関する功績。

⑤国際貢献部門=地球温暖化防止に資する技術移転、海外での植林など。

対象者は対象部門における顕著な功績のあった個人または団体(自治体、企業、NGO、学校等。共同実施も含む)、および、上記の活動において連携や支援を行っている個人や団体。募集方法は各種広報媒体により公募するとともに地方自治体等からの推薦(自薦を含む)による。締切りは平成20年9月17日までの必着のこと。問合せは全国地球温暖化防止活動推進センター。電話03-5114-1281まで。

# 活用したい「パートタイム助成金」

## 受給には就業規則等の整備が必要

パートタイマーの「活力」を企業発展に活かしてほしいと、(財)21世紀職業財団では、パートタイム労働法に基づき指定された「短時間労働援助センター」として様々な事業を展開している。

その中の一つに「パートタイマー均衡待遇推進助成金」という支援制度がある。これは別名“パートタイム助成金”と呼ばれ、パートタイム労働者の雇用管理の改善のために、パートタイム労働者と正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった均衡待遇に向けた取組みを行う事業主に対して助成金をもって支援していくというもの。支給対象と支給額は次のとおり。

①正社員と共に待遇制度の導入=パートタイマーの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共に評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合。支給額は第1回目25万円、第2回目25万円。例えば、旅館業A社が人事制度を改正し、これまで正社員だけにあった職能等級制度をパートタイマーもフルタイム有期雇用社員にも拡大し、雇用区分を越えて従業員が活躍できる体制を整え、さらに、同じ等級内で時間当たりの基本給や賞与、手当等のバランスを図った、など

といった場合、対象となる。

②パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入=パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合。第1回目15万円、第2回目15万円が支給される。例えば、旅館業B社がパートタイマーの能力に応じて賃金が上がっていく職能等級制度（具体的には「研修パートナー」から「リーダーパートナー」まで4段階の格付）を導入し、身についた能力に応じてそれぞれパートタイマーが目指す目標を設定した上で、半年ごとに上司が面接して評価を行い、昇格させるか否かを決めるといった例などがその対象となる。なお、これは①と②のいずれか一方を選択することになっている。両方で助成金の支給を受けることはできない。

③正社員への転換制度の導入=パートタイマーから正社員への転換のための試験制度等を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合。第1回目15万円、第2回目15万円が支給される。これには、パートタイマーは、転換前6カ月以上、パートタイマーとして、その事業主に雇用されていること。転換前日から起算して過去3年間に、その事業主の正社員または短時間正社員でないこと。短時間正社員に雇用することを前提に試験履用等により雇用されている者でないこと――などの条件がある。例えば、旅館業のD社が、社会活動や自己啓発のために、正社員から4時間または6時間の短時間勤務に移ることができ

正社員に雇用することを前提に、試験履用等により雇用されている者でないこと――などが条件となっている。例えば、旅館業のC社が、パートタイマーから正社員への転換制度を導入し、年1回の人事考課により高評価を受けて、「チーフ」に登用されたパートタイマーのうち、正社員への転換を希望する者が転換希望を申請し、正社員として必要な知識などについての筆記試験と面接などが行われ、合否が決定された、などといったプロセスの実施などがその対象となる。

④短時間正社員制度の導入=短時間制度社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合。支給額は第1回目15万円、第2回目15万円。「短時間正社員」とは、正社員と比較して1週間の所定労働時間が1割以上短いこと。労働契約期間の定めがないこと。時間当たりの基本給が、同様の業務に従事する正社員と同等以上であることとされている。パートタイマーから短時間正社員に転換した場合は、転換前6カ月以上パートタイマーとしてその事業主に雇用されていること。転換前日から起算して過去3年間に、その事業主の正社員または短時間正社員でないこと。短時間正社員に雇用することを前提に試験履用等により雇用されている者でないこと――などの条件がある。例えば、旅館業のD社が、社会活動や自己啓発のために、正社員から4時間または6時間の短時間勤務に移ることができ

る短時間正社員制度（パートタイマーも試験に合格すれば短時間正社員になることができる）を導入した場合が対象となる。これは短時間正社員から正社員に復帰することも可能とするもので、同制度を導入したこと、仕事をしながら社会活動や自己啓発を図ることが可能となり、従業員の定着率の向上につながることを期待しているのだ。

⑤教育訓練制度の導入=正社員との均衡を考慮した教育制度を設けた上で、パートタイマー延べ30名以上に実施した場合。支給額は第1回目15万、第2回目15万円。

⑥健康診断制度の導入=パートタイマーの健康診断（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診）の制度を設けた上で、その受診者が1名以上出た場合。⑤と同様の額が支給される。

支給の申請ができる事業主は①労働保険適用事業主であること（規模は問わない）②制度を設けてから（就業規則または労働協約に規定することが必要）、2年以内に対象者が出ること③正社員がいること――となっている。このほか、①②③は「対象パートタイマーの2分の1以上が雇用保険被保険者である」（③は転換後の正社員が雇用保険および社会保険の被保険者であること。④は雇用保険や社会保険に該当する場合、被保険者となること）などの条件となっている。

問合せは(財)21世紀職業財団地方事務所まで。電話等は次のURLから。  
<http://www.jiwe.or.jp>

地域の旅館・ホテルや組合が主催・参加し、人に優しい宿と地域づくりを目指す活動

## 第11回「人に優しい地域の宿づくり賞」

旅館貸切りプランで障害者を受け入れ

ハード面の不足はソフト面で

風花の宿寶ホテル  
＜群馬県＞  
〔優秀賞〕

風花の宿寶ホテルでは平成19年の10月と11月の2回にわたり、都内の知的障害者援護施設(通所更生)の皆さんに泊まってもらうという「旅館貸切りプランを通じて人に優しい地域の宿づくり」(活動のテーマ)を企画し、実施した。

初めてのことでの、皆さんの要望を細かく教えてもらいながらの対応となつたが、施設からは「貸切りということで他の宿泊客に気を遣うこともなく、ゆっくり宿泊ができ、感謝している」とのお礼の言葉が届いた。一方「施設のスタッフの働く姿勢や、ハンデを持ちながらも一生懸命に自分らしく生きようとしている障害者の人たちから沢山のことを学ぶことができた」とホテル側も感謝の気持ちでいっぱいだ。

「他の設備も全てが整っているわけでもない」と受け入れに自信のなかったホテル側だが、周囲の人たちに「いくら設備がよくても、心がなければ喜んでもらえない」と励まされての企画となつた。これからも、ハード面の不足はソフト面「人」で補いながら、誠意のある対応をしていきたいと語っている。

「人に優しい地域の宿づくり賞」受賞者の活動概要

ワンちゃんにもナンバー犬(ワン)

盲導犬ユーザーを受け入れ

京成ホテルミラマーレ  
＜千葉県＞  
〔優秀賞〕

京成ホテルミラマーレは平成19年10月に2泊3日で「第13回全国盲導犬使用者交流会(千葉大会)」を受け入れた。盲導犬ユーザー51名を中心に全日程のボランティアが約400名という規模。点字をつける場所やアメニティ類の位置の確認など利用者が快適に過ごせるように工夫をした。事務局等と連絡を密に取り、ハード面で補えないところ(エレベーターから部屋までの距離など)はソフト面で補つた。大会終了後のアンケートでは「久々の旅行で不安だったが、楽しく過ごすことができた」「満足度120%」などの言葉があった。

ホテルとしても、大変有意義な勉強になる体験と認識。毎年行われている養護学校の修学旅行や車いすユーザーのスポーツ大会などの受け入れにも役立つている。フルフラットのバリアフリー、点字・音声対応のエレベーター、オストメイト対応のパブリックトイレなどを完備しているが、ソフト面にも力を入れ、今後とも千葉へ旅行やレジャーなどで訪れる方に、良き思い出と快適にくつろげる空間を提供できるホテルを目指していく。

鵜の浜温泉の風物詩は観光地引綱の体験

23年前から地元の漁師と連携

鵜の浜温泉旅館組合  
＜新潟県＞  
〔優秀賞〕

鵜の浜温泉旅館組合は新潟県の海側に位置する温泉地で、2008年で開湯50周年を迎える。23年前から地元の漁師と連携して始めたのが地引綱。4月から7月中旬、9月から11月中旬の日曜、祝日に実施し、「感動体験」として観光客に好評を得ている。

必要経費は旅館組合全体で負担し、現在もイベントは継続して開催している。今は地引綱・鵜の浜温泉名物の海賊汁・地酒のセットで開催。中でも日本海の幸がいっぱいの海賊汁は寒い体を温めてくれるアイテムとして喜ばれている。

夏場7月の海の日から8月の1カ月間は「ちびっ子観光地引綱」と称し、毎週開催。海なし県の子どもたちに人気で、魚についての勉強と網引き体験として夏の人気イベントの一つになっている。

鵜の浜温泉は4月から11月にかけては、毎週地引綱が開催されている日本の中でも貴重な地引綱体験ができる地域。組合ではこれからも次期世代にも受け継いで行ってもらいたいとしている。

50周年を迎え、そしてこれから50年も、と意気込みをみせている。

「ひとにやさしい町」日本一を目指して

バリアフリー観光の促進などで

嬉野温泉旅館組合  
＜佐賀県＞  
〔優秀賞〕

嬉野温泉旅館組合は嬉野市の「ひとにやさしい町」宣言を実現化するために、佐賀嬉野バリアフリーセンターを組織し、バリアフリー観光の促進に努めている。高齢者、障害者や外国人の人たちに多くの正しい情報を伝え、外出の機会を増やすことも大きな役目とし、旅行の「宿泊地」嬉野ではなく、嬉野を「拠点」として周辺観光を楽しむ全ての人、また地域住民もが癒される「観光ハブ地」づくりを目指していく。

活動の内容は①バリアフリー旅行の支援とバリア情報の提供②施設等ハード整備の助言と提案③旅を楽しむための機材の提供や各種相談④障害者イベントの企画と主催など。貸し出し用車いす6台を用意し、旅行者には無料で貸し出す。また、入浴用移動リフトも必要な宿泊客が来館した旅館に貸し出し中だ。

宿泊施設に対し、バリアフリー等の改装指導アドバイスも行う。また、旅館、公共施設などのバリアフリーの進ちょく度を調査してデータ化し、情報発信や提言をも行う。観光案内所等には韓国語標記の掲示も推進中だ。

## 観光資源の開発など商工会等が地域の事業者と一丸となって実施する『地域資源の全国展開プロジェクト』

●全国各地で地域の魅力を活かして全国展開を目指す取組みが一斉にスタート

**「豊かな浜の町」開発PJ**  
豊浜商工会[愛知県]

【ニューチューリズム「豊かな浜の町、豊浜の観光開発プロジェクト】(豊浜商工会)=豊浜には数々の観光施設、そして奇祭として有名な「鯛まつり」といった観光資源があるが、観光産業を取り巻く環境の変化と、一つひとつの魅力ある資源が豊浜全体としての相乗効果に繋がらない課題を踏まえ、従来型の宿泊観光型ではなく、地域資源を生かした交流人口を増やす滞在型の新しい観光開発に取り組み、地域の活性化を図っていく。

将来的には、豊浜ブランドに結びつけていくよう推進していく。

**「まち中」「循環観光」を**  
紀北町商工会[三重県]

【地域をつなぐ『まち中』循環観光】(紀北町商工会) =「観光」と「交流」をキーワードに、合併した旧紀伊長島町と旧海出町の地域資源を活かし、“つなぐ”観光力で「紀北町」を活性化させる事業。①泊食分離で“つなぐ”『まち中』循環観光②地場産業で“つなぐ”二つの町の体験観光③地域ネットをカードで“つなぐ”魅力ある観光地一一をもって、地域(地元)でしか“出会えない”“体験できない”「食・風土」が満喫できる宿や店が多く点在することで「観光旅情のまち」となることを目指す。

**地域資源の全国展開プロジェクト**

**『観光・特産品開発PJ』を**  
甲南町商工会[滋賀県]

【“忍の里 甲南”観光・特産品開発プロジェクト2008】(甲南町商工会)=“忍者”的発祥の地であることや豊かな農村・牧場などを活用した参加体験学習型観光プログラムの開発と、地域資源を活用した地域内生産の売れる・売り込める特産品の開発を行い、近隣都市圏等での観光キャンペーンなどの観光PR活動を行うことで「忍の里甲南」のブランド化に努める。顧客が求める観光地の形成に向けて、商工会をコーディネーターとし、产学連携などを取入れ、個性的な観光サービス等の開発とボランティアによる観光客受入れ体制づくりを目指していく。

**町並みを活かして交流図る**  
御所市商工会[奈良県]

【古代鴨族、役行者(えんのぎょうじや)の偉業に包まれた歴史的遺産、町並みを活かした集落、交流プロジェクト】(御所市商工会) =「周辺散策ルート」「御所まち」相互の観光的発展に努める。

御所市の歴史や文化を全国に認知してもらい、モデル散策ルートの開発と環境整備、受入態勢の充実(おもてなしの高揚ほか)、特産品の開発を中心とする事業として展開し、交流人口の増加とともに地域経済の発展に寄与できるよう本事業を推進していく。

**大山・天空のリゾート活用PJ**  
伯耆町・南部町商工会[鳥取県]

【「伯耆富士」大山・天空のリゾート活用プロジェクト】(伯耆町商工会・南部町商工会) 当地域は、国立公園大山の西麓に位置し、自然や景観・飲食・体験・宿泊施設、遺跡や史跡など豊富な観光資源に恵まれている。

本事業を通して大山や当地域の資源を活用して観光開発を行い、誘客、交流人口の増加を図り、当地域を日本一の観光リゾート地として全国に情報発信することによって地域ブランドを確立していく。

**『浦島伝説リゾート』を**  
三豊市商工会[香川県]

【浦島伝説とスローライフの中で時を紡ぐ観光プロジェクト】(三豊市商工会) =庄内地域は古くから浦島伝説を育みながら時を紡いでいる。また浦島伝説による郷土料理などが多く残っている。

本プロジェクトはこの浦島伝説と瀬戸内の多島美・郷土料理を観光資源や物産資源として活用し、団塊の世代をターゲットにして新たな浦島伝説観光を提案していく。安らぎと憩いの空間を提供することにより、地域のイメージアップを図り、地域の経済の活性化に結びつけていく。

**『肌ツル温泉復活PJ』を**  
杷木町商工会[福岡県]

【吉備路マンチック街道の情報構築、野菜・果実などの地産地消によるビジネスモデル作り】

(総社吉備商工会)=総社市東南部地区は、吉備路のシンボルとなっている備中国分寺を中心に、数々の古墳や史跡、旧山陽道の面影があり、「古代吉備から江戸時代、現代を結ぶロマンチック街道」を目指している。こうした史跡に秘められたロマンスを脚色し、ストリーム化して、観光客や全国に発信する観光・情報発信事業を周辺団体と連携して行う。さらに、地域資源を活用した特産品を開発し、観光産業の6次産業化により、岡山県南部の広域観光リゾート作りに貢献していく。

【『肌ツル温泉復活プロジェクト』～ツルへの恩返しへ】(杷木町商工会)=原鶴温泉は宿泊客が5年間で約10万人減少し、ピーク時28軒の旅館は22軒に、10軒あった土産物店は2軒になってしまったが、原鶴温泉の泉質にW美肌効果があることが分かり、フルーツの里との連携も視野にして温泉地復活に努めていく。

原鶴温泉は鶴によって誕生した温泉。これからはお客様を鶴に例え、鶴への恩返し宣言にもとづき、W美肌効果を前面に打ち出しながら、関連する商品開発を進めるなど、原鶴温泉のブランド化の構築を図る。